

別紙

諮問第1273号

答 申

1 審査会の結論

「平成29年度 留置施設視察委員会からの意見と措置」を開示をしないものとする公文書に該当することを理由として開示請求を却下した処分は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「刑事収容施設法第23条の規定により警視総監が取りまとめた、留置施設視察委員会が留置業務管理者に対して述べた意見及びこれを受けて留置業務管理者が講じた措置の内容に関する公文書で平成29年度（歴年調製の場合は平成29年）に係るもの」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が平成30年11月12日付けで行った開示請求却下処分について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張は、以下のとおりである。

原処分は違法又は著しく不当である。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

刑事収容施設及び被収容者等に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）23条では、警視総監は、毎年、留置施設視察委員会が留置施設に係る留置業務を管理する者（以下「留置業務管理者」という。）に対して述べた意見及びこれを受けて留置業務

管理者が講じた措置の内容を取りまとめ、その概要を公表するものとする旨規定しているところ、当該概要は、警視庁のホームページ上において公表されている。条例18条2項では、インターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表若しくは提供を行っている情報と同一の情報が記載された公文書については、当該公文書の開示をしないものとする旨規定されており、本件開示請求に係る公文書は、警視庁のホームページにおいて公表されている情報であることから、本件開示請求を却下したものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成31年 4月23日	諮問
令和 元年 6月20日	実施機関から理由説明書收受
令和 元年12月12日	新規概要説明（第178回第三部会）
令和 2年 1月27日	審議（第179回第三部会）

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る対象公文書並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 留置施設視察委員会について

留置施設視察委員会は、法20条により、警視庁、道府県警察本部又は方面本部（以下「警察本部」という。）に置かれ、その置かれた警察本部に係る都道府県警察の管轄区域内にある留置施設を視察し、その運営に関し、留置業務管理者に対して意見を述べるものと規定されている。

そして、法23条により、警視総監、道府県警察本部長又は方面本部長は、毎年、

留置施設視察委員会が留置業務管理者に対して述べた意見及びこれを受けて留置業務管理者が講じた措置の内容を取りまとめ、その概要を公表するものとする規定されている。

イ 本件開示請求について

本件開示請求は、平成29年度における、法23条の規定により警視総監が取りまとめた留置施設視察委員会が留置業務管理者に対して述べた意見及びこれを受けて留置業務管理者が講じた措置の内容に関する公文書の開示を求めるものである。

これに対して実施機関は、本件開示請求に係る公文書は条例18条2項に該当するとして開示請求却下処分（以下「本件却下処分」という。）を行った。

なお、開示請求却下通知書を確認すると、「公文書の件名又は内容」欄には本件開示請求と同じ内容が記載されていたことから、審査会が実施機関に確認したところ、実施機関は、本件開示請求に対し、法23条の規定により警視庁のホームページで公表している「平成29年度 留置施設視察委員会からの意見と措置」（以下「本件対象公文書」という。）を対象公文書として特定した旨説明する。

ウ 条例の定めについて

条例18条2項は、「実施機関は、都の図書館等図書、資料、刊行物等を閲覧に供し、若しくは貸し出すことを目的とする施設において管理されている公文書であって、一般に閲覧させ、若しくは貸し出すことができるとされているもの又はインターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表若しくは提供を行っている情報（以下「インターネットによる公表情報等」という。）と同一の情報が記載された公文書については、当該公文書の開示をしないものとする。この場合において、実施機関は、当該公文書の開示を請求しようとするものに対して、当該公文書を閲覧し、若しくは貸出しを受け、又はインターネットによる公表情報等を閲覧するために必要となる情報を提供するものとする。」と規定している。

エ 本件却下処分の妥当性について

実施機関は、法23条の規定により、毎年、留置施設視察委員会が留置業務管理者に対して述べた意見及びこれを受けて留置業務管理者が講じた措置の内容を取り

まとめ、その概要を警視庁のホームページで公表しており、本件対象公文書は、平成29年度のものであり、警視庁のホームページで公表されている情報であることから、本件開示請求を却下した旨説明する。

そこで、審査会が、本件対象公文書の写しの提出を受けて、その内容を見分したところ、本件対象公文書には、平成29年度における、留置施設視察委員会が留置業務管理者に対して意見として述べた内容の要旨と、その意見に対して留置業務管理者が講じた措置の内容が記載されており、実施機関が説明するとおり、本件対象公文書は、法23条の規定により作成された公文書であると認められる。

そして、審査会において、警視庁のホームページを確認したところ、本件の諮問を受けた時点において、「警視庁留置施設視察委員会」のページに本件対象公文書と同一の情報が公表されており、また、当該ページの更新日が「2018年7月18日」であることから、本件却下処分が行われた時点においても当該情報が公表されていたものと認められる。

したがって、本件対象公文書は、条例18条2項に規定する開示をしないものとする公文書に該当するものと認められることから、本件開示請求を却下した実施機関の処分は、妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、徳本 広孝、寶金 敏明